改正 改正 改正 改正 改正 改正 平 平 平 亚 成成成成和 和 五十 二十六年 四 六十年 十四四 十 九 三 年 年 九 年 七 八年 年十一月 四月 四月 一月 五. 一月 月 月三十日 一八日 +規則第七号 規則第一号 規則第五号 規則第一号 <sup>然</sup>則第五号 則 則 第五 第五 五.

第一条 坂戸、 を除くほか、 鶴ケ この 規則 島 下 ·水道組 の定めるところ 合の 契約 による。 に関する事 務 E 0 11 て は 法令そ  $\mathcal{O}$ 他 別 定 8 る Ł  $\mathcal{O}$ 

ただし、急を要する場合 の六に規定する公告 地方自治法施 は行 八人札 令 に (昭 お 期日の 和 十二年政令第十六号。 2、入札期日の五日前までに短縮することができる十日前までに掲示その他の方法で行わなければな 以 下「令」とい くう。) 第 百 六十 らな 七

第三条 前条の規定に よる公告は、 次に 掲 げ る 事 項 に す るも  $\mathcal{O}$ に 9 11 て するも  $\bar{\mathcal{O}}$ とす

入札に対する事項

(公告する事項)

- 入札に参加する者に必 要な資格 に 関 す る 項
- 三
- 入札の場所及び日時契約条項を示す場所
- 五. 前各号のほか必要と認め入札保証金に関する事項 め項
- る 事項

(入札保証金)

第四条 わろうとする者 令第百六十  $\mathcal{O}$ 七 見 条 積 金額の 0 t 第 百分の五以上とする。 一項に規定する規則 れで定め る入 札 保 証 金  $\mathcal{O}$ 率 は そ  $\mathcal{O}$ 入 札 に 加

- 2 入札保証金は、 証 金の全部又は 一部に充当するものとする 入札の終了後、 直ちに還付する。 ただし、 落札者の 入 八札保証 金 は 契 約
- 令第百六十七条の七第二 項 の規定 に よる 担 保 次 0 お りとする。
- 国債又は地方債 の債券
- 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
- う。 は裏書をした手形 りに関する法律 以下同じ。) 関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)(銀行又は管理者が確実と認める金融機関(出 が振出し、若しくは支払保証をした小 出 切手又は銀行等が引受け、保 資の 第三条の 受入 れ、 金融機関を 預り金及 いう。) び 金利 等の 証 若 い
- 等に対する定期預金 債
- 一号及び第二号に掲げる債券は、無 記名式とする
- 5 四 · 掲 げ る定 期預 金債 権を徴するときは 当該 債権に質権を設定させ、 当該

る び 当該 債 係 る 債 務 者 であ る銀 行 等  $\mathcal{O}$ 承 認 を証 する 確 定 日  $\mathcal{O}$ あ 面

小 切手

- に当該 五 て 並 金 一の納 がにその 小 前 小切手の呈示期間がな脚条第三項第三号にな 付 に 代える担保 現金 の保管をさせ、 の提供を求めなけ 経過することとなるときは、管理者 定 め る 小 又は当 切 手 が 該 担 ħ 小 保 ればならな 切手に لح L 7 代わる V 供 Z 入 れ 札 はた 保 証 会 計 合 に 金  $\mathcal{O}$ 管理者をし お 納 1 て 付 若 契 て 約 そ は の結 入 取前 札
- 合にこれを準用する 前 項の規定は、 入札保証 金の納付に代えて、 担保として提供 いされ た手形 が 満 期 な 0

(担 保の価値)

- 第六 条 第四条第三項各号に げる 担 保  $\mathcal{O}$ 価 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 定 8 るところ に ょ
- 国債及 及び地方債 債権 金額
- 文は 鉄道債券その 登録金額と異なるときは、 他 0 政府 の保証 0 発行価 ある債券 額)  $\mathcal{O}$ 額 八割 面 金額又は に相当する金額 登録金額 発 行 額 が 面
- 三 銀行 7が振 出し 又は支払保証 をした小切手 小切手金額
- $\mathcal{O}$ 割引 銀行 率によって割り引いた金額 等が引受け 、保証又は裏書をした手形 手形金額を 般  $\mathcal{O}$ 金 市 に お け る 手
- Ŧī. 銀行 等に対する定期預金債権 当該債権証書に記載され た債 権金

納付免除)

- 第七条 管理者は、次(入札保証金の納み できる。 次に掲げる場合に お い て は 入 札 保 証 金  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部を免除 することが
- 証保険契約 般競 争入 を 札 に 参加しようとする者 たと が 保 険 会社 کے  $\mathcal{O}$ 間 に 組 合 を 保 険 者 とする 入 札
- その者 契約を二回以 で過去二年 一般競争入札 が 契約を締結し -の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と種・入札に付する場合において、令第百六十七条の1 上にわ たって締結 な いこととなるおそれがない ľ カュ つ、これらをすべて誠実に履行 , と認 めら 五. 類及び規模 れ に規定 るとき。 する をほ た 資 ŧ ぼ 格 同じく を に 有 0 す る 、する
- その 他管理者が納付の必要がないと認めたとき。
- 2 ときは、 前 項第一号の 当該入札保 、札保証保険契約に係る保険証券を組合に提出しな規定により入札保証保険契約を締結したことによ |契約に 係 る保 け り、 れ ば 入 八札保 な b 証 な 金 い を免

争 定価格の作成)

八 仕様 のとする 管理者は、 設計 :書等に ょ 般 なって予定 定価 に 格付 書 す ■を作成し、封っる場合には、 封 そ 書 12  $\mathcal{O}$ 事 L て 項 開 0 札 価  $\mathcal{O}$ 格 を当該 際 れ を 事 開 項 札に 場 関 所 す に る 义 < 面

(予定価格の 決定 方

- 九 予定価格 一定期間 · つ V は は、一般競 継 てその予定価格を定めることが 続 してする製造 争 入 札 付 修理、 する事 加項 Τ΄  $\mathcal{O}$ できる。 売買、 格  $\mathcal{O}$ 供額に 0 使れて 等 定  $\mathcal{O}$ 契 め 約る O \$ 場  $\mathcal{O}$ 合 す お VV
- 2  $\mathcal{O}$ の目 的 となる物 行 期 間  $\mathcal{O}$ 長短 件又は役務 等 を 考慮 に つい 7 て、 適正 に 取 定 引 8  $\mathcal{O}$ るも 実例 価  $\mathcal{O}$ とす 格、  $\mathcal{O}$ 状

低 価  $\mathcal{O}$ 札 とし な 場合

るものとする 5 かにした経 令第百六十二 過調書を -七条の 成 当該入札 + 1 第 一項の規 に 係 いる入札 定に ょ 書そ り落  $\mathcal{O}$ 札 他の 者 を定 関係  $\otimes$ 書類ととも たと き は そ  $\mathcal{O}$ 存 経 渦 す

(再度公告入札 0 公 告 期 間

いて、 更に . 入 札 理者 に は 付そうとする 入 札 者若 L とき < は は 落 札者 第二条 が な O V 公 告 合  $\mathcal{O}$ 又 期 は 間 落 を 札 五. 者 日 が ま 契 で 約 に を 短 縮 ば す な Ź 11 が 7 お

(指 名競 ら入 保 証 金 等

第争四入 条札 かの · 条 ま での 定 は、 指 名 争 入 札  $\mathcal{O}$ 合 n を 潍 用 す

(随意契約に よることができる予 定 価

第十三条 令第百六十七条の二第一項第一号に規定す る 規 則 で 定め る 額 次  $\mathcal{O}$ 掲 げ

契約の種類に応じ、 当該各号に定める額とす

- 工事又 人は製造 0) 請 負 百三十 万 円
- 財産  $\mathcal{O}$ 買入れ 八十万 円
- 財産 物件 0 四十万円
- のの 貸付け 三十万円
- 前各号に掲げ るも  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ Ł  $\mathcal{O}$ Ŧī. +万

(見積: 書の (徴取)

第十三条の二 し、次に掲げる場合にお第十三条の二 管理者は、 い随 ては、この問題意契約によ よろ うとするとき 見 す る Ł  $\mathcal{O}$ ただ

- お 限りでな V
- るとき。 郵便切手、郵 便 は が き、 収 入 印 紙 その他見積書 を徴す ることが き適当で 11 £  $\mathcal{O}$ 入 す
- 購入価格 結さ れ た 物 品品 を 入 するとき
- $\equiv$ 一万円未満の契約をするとき。購入価格について協定が締結な

几 適当でない · と認 8 る契約をすると

上の者から徴するものとする 前項に規定する見積 E項に規定する見積書は、次の各号にいその他管理者が見積書を徴することが ず ħ か に 該 当す る場合を除 き、 原 則 として二人

- 五万円未満 0 契約 をするとき。
- 機械、 商工見本品、美術 品 等 で 他 求  $\otimes$ V 特 殊 な を 入す
- 特殊な 6修繕 をするとき
- 令百六 七条 をす るとき
- 内容 谷の特殊性又は目的によれの二第一項第三号又は よは り、契約の第四号の の相割 手 方 が 特 定さ れ るとき

(契約  $\mathcal{O}$ 上成等)

十四条  $\mathcal{O}$ 四理者は、 方を決定したときは、 般 競 争 入 札 L 当該契約 < は 指 名 0 競 締結 争 入 に 札 つき、 に ょ ŋ 契約書を作 札 者 を決 成 定 かるも L た 又 لح き、 のとする。 目 又は 的

- 次に掲げ 項 に 9 る事項を記 11 7 は、 ک  $\mathcal{O}$ 載 しなけ り で な れ ばなら な V ただ 約  $\mathcal{O}$ 性 質 は
- $\mathcal{O}$

- 契約  $\mathcal{O}$ 証金 0) 方法 期 限 又は 期 間 及び場
- 契約保証
- 六 契約金 び検査の支払  $\mathcal{O}$ 時 期 及 び
- 監督及
- 九八七 履行の遅滞 そ  $\tilde{\mathcal{O}}$ 他 債 務  $\mathcal{O}$ 不履 行 0 場合に お け る遅延利 息 違約 金 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$
- 危険負担
- かし担保責任
- その他必要な事項契約に関する紛争の  $\mathcal{O}$ 解 決 方
- (契約書の作成を省略することが できる場合
- 第十五条 できる。 管理者は、 次の各号のい ずれ かに該当する場合 は、 契約 書の作成を省略することが
- が三十万円を超えないとき 契約の 内 |容が が軽易で、 カュ つ、 そ  $\mathcal{O}$ 履 行  $\mathcal{O}$ 確 保 が 容易 と 認 8 5 れ る 契 約 そ  $\mathcal{O}$ 約 金
- 1 管理者は、前項第一号の規定により契約書の作成を省略する場合に二 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してそ 契約を除き、契約 の適正な履行を確保するため 請 書その 他 これ 12 っ合にお 準ず る書面 いお品 は、特に対き取り を徴 す る 軽微な いるとき  $\mathcal{O}$

لح

する。

(契約保証 金

- 第十六条 の百分の十以上とする。 令第百六十七条の十六 第 一項 に 規 然定する規 則 で 定  $\Diamond$ る 契 約 保 証 金  $\mathcal{O}$ 率 は 契 約 金
- 2 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行 した後、直ちに還付 !する。
- 3 契約の変更により契約金額に減少があった場合において契約の 相手方か 5 要求 が あ 0 لح
- きは、 当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

4

第一項の契約保証金の納付に代える担保は、

次のとおりとする。

- 律第百八十四号) 第二条第四項に規定する保証事業会社をいう。) 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律 の保証 (昭 和 二十七 年 決
- 二 前項のほか、第四条第三項から第五項、第五条及び第六条の規定を準 3号の担保の価値は、その保証する金額とする。 用 す る。 な お
- (契約保証金の納付免除)
- 第十七条 管理者は 次に掲げ る場合に お 1 ては、 契約保 証 金  $\mathcal{O}$ 全部 又 は \_\_ 部 を免 除 すること
- ができる。
- とき。 契約  $\mathcal{O}$ 相手方 が 保険会社との間に組合を被保険者とする履行 保 証 保 **冰**険契約 を締結し た
- 二契約 この場合に は当該保証契約に係る保証証券を組合に提出しなければならない相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し た保険会社と工事履行 保証契約を締結したとき。 た だ
- 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結 る場合に お V て、 そ  $\mathcal{O}$ 者が過去二年の 間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体 種 粨

てド 同 こくす しな る契約を二回 いこととなる 以 上にわたって締結し、 おそれがないと認められ これらをす るとき ~ て 誠 に

- 兀 づ 認 められる場合に おいて確実な担保が提供された とき。
- 五. 売 り払う契約を締結する場合において、 売払代金が直ちに納付されるとき
- 相 手方 随意契約 が 契約を履行 を締結する場合におい しないこととなる . て、 契約金額が百三十万円以下であ おそれがな 1 と認 8 6 れ る り、 か つ、

(監督職員の一般的職務)

- て承諾 必要な の二第一項の規定により監督に当たる職員 八条 工事又は製造その他の請負契約 をしなけれ 細部設計 地方自治法 义 ばならない 原寸図等を作 (昭和二十二年 成 L 法 に係る仕様書及び設計書に基づき、 律第六十 又 は (以下 契 約 -七号。  $\bigcirc$ 「監督職員」という。) 相 手 以 方が作 下 「法」と 成し たこれら V . う。) 第二百三 は、 当該契約  $\mathcal{O}$ 必 書 要が 類 0 を 履 あ + ると 行 兀 査 しに 条
- 手方に必要な指示をしなけれ における工事 監督職員は、 製造等に使用する材 必要があるとき んばなら は な 料 請 11  $\mathcal{O}$ 負 試 契 験若の 履行 L < は に 検っ 査い て、 等 0) 方法 立 会 に V より 工 監 程 督  $\mathcal{O}$ 管 契 約 履 の行 相涂
- うにするとともに、監督において、 項は、これを他に漏らして 監督職員は、 監督の実施に当たっては、 は はならな V 特に知ることが 契 約  $\mathcal{O}$ 相 できた 手 方  $\mathcal{O}$ そ 業  $\mathcal{O}$ 務 者 を不 0 業 当 務 に 上 妨 のげ 秘 る 密 こと に 属  $\mathcal{O}$ す な るい 事

(検査職員の一般的職務)

- +内容に については、その受け いう。) は、 九条 | 書類に ついて検査を行 法第二百三十四条の二第一項の 基づき、か 工事若しくは製造その ?つ、必 る給付 なわなけれ 要に応 の完了の確認をするため、 ばならない 他についてその 別規定に 当該契約に より検 請負契約又は物件の 係 る 査 監督 契約 に当 職 書 た る 員  $\mathcal{O}$ 仕 職 立 様 員 会を 書及 (以 買入 求 び 下 設 れ  $\aleph$ そ 計 検 書  $\mathcal{O}$ 查 そ 該 他 職 の他  $\mathcal{O}$ 員 契約 付  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$
- は 前 製造の 項の規定は、 既済 部 明分又は物 給付 1の完了 件 0 前 だ代価 既納 部 の一部 分  $\mathcal{O}$ 確 能を支払 な う う必 ためが のあ 検 る 査 場 に、 合 に ے お れ V T を 準 行 用 う す 工 事 1

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

できな 二十条 検査 職 員  $\mathcal{O}$ 職 務 は 別  $\mathcal{O}$ 必 要 が あ る 除 き、 監 督 員  $\mathcal{O}$ 職 る が

(監督又は検査を委託して行った場合の確認

又は  $\overline{+}$ · 一 条 ば 検 ならな 査を行わせ 令 第百六十 場 七条 合 に  $\mathcal{O}$ お 十五 11 7 第 は 匹 項の 当 該 規定 監 督 又に ょ は り、 検 査  $\mathcal{O}$ 組合 果  $\mathcal{O}$ 職 を 記 員 載 以 外 たの 者 書 面 12 を 委 託 出 L さ 7 せ な督

部分払の限度額)

え 契約 対 け 契約 る当該 12 に係る既 に 価 ょ **咳支払金** 0 り、 +納 部 工 分 額 事 分  $\mathcal{O}$ E 九は 対対 L 工 L 物 < 事 件 は の又 そ 製 造 は 買  $\mathcal{O}$ 完 そ 入 契 造 済  $\mathcal{O}$ 約 その 前 に 又 に は 他 あ 2 に 完 0 11 て 2 納 7 前 はい  $\mathcal{O}$ 7 に そ  $\mathcal{O}$ 代 負  $\mathcal{O}$ 請 価 契 負 約  $\mathcal{O}$ 納 契約 一部 部 分 を る あ 支払 対 済 す 0 . う る 部 て は 必 分 代 そ 要 又 が  $\mathcal{O}$ は を あ物 既

附 訓

の規則は、 (昭和五十七年規則第五号)、公布の日から施行する。

この規則は、昭和五十七年十二月一日から施行する。 下 別 則 (昭和六十年規則第五号) この規則は、公布の日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。 この規則は、平成九年五月一日から施行する。 で 別 則 (平成九年規則第五号) この規則は、平成十三年規則第五号) この規則は、平成十二年規則第五号) この規則は、平成十二年規則第一号) この規則は、平成十二年規則第一号) この規則は、平成十二年規則第一号) この規則は、平成十九年規則第一号)